

○経済産業省告示第三百二十三号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十四号及び第十五号の規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百四十二号（輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物）の一部を次のように改正し、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百五十六号）の施行の日から施行する。

平成十八年十一月十四日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

第一号中「次に掲げるもの（」の下に「輸出貿易管理令別表第二の二に掲げる貨物であつて北朝鮮を仕向地とするもの並びに」を加え、「輸出貿易管理令」を「同令」に改める。

第二号中「次に掲げるもの」の下に「（1、2及び6の項に規定する貨物のうち、輸出貿易管理令別表第二の二に掲げる貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。」を加える。